平成２８年（フ）第１３４号
静岡県袋井市東同笠794番地
破産者　コンセプト株式会社
1　決定年月日　平成28年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１９５号
山形市花楯２丁目２番29号
破産者　株式会社晴天
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２３号
相模原市中央区上溝2381番地の５
破産者　有限会社大栄住設
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１４３号
相模原市中央区南橋本３丁目４番27号レサージュ南橋本弐番館105
破産者　有限会社アールネット
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第３５号
新潟県南蒲原郡田上町大字湯川1407番地
破産者　株式会社アルファウエーブ
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２７年（フ）第１０２号
富山県射水市南太閤山６丁目65番地
破産者　有限会社向田興業
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第７６４号
愛知県瀬戸市東古瀬戸町４番地
破産者　大和窯業株式会社
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３２４２号
大阪府吹田市末広町21番15号
破産者　正文社印刷株式会社
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２７４号
大阪市北区梅田３丁目大阪駅前地下街４号
破産者　有限会社大阪フォートサービス
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３５３号
大阪府豊中市中桜塚３丁目12番10号
破産者　株式会社アイエスプロジェクト
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４１５号
大阪府吹田市高野台４丁目３番１―102号
破産者　株式会社アイ・ホット
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６１９号
堺市堺区北丸保園２番４号
破産者　株式会社藤岡組
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１１０号
大阪府松原市別所２丁目２番20号
破産者　株式会社アルバトロス
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８５１号
神戸市東灘区魚崎南町６丁目10番４号
破産者　株式会社こまや
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９６号
神戸市兵庫区永沢町４丁目４番７号
破産者　被相続人亡山下兵衞相続財産
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３６９号
奈良県生駒市あすか台25番地43
破産者　福商印刷株式会社
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第６号
島根県益田市久城町237番地３
破産者　株式会社サングリーン
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所益田支部

平成２８年（フ）第５号
大分県中津市大字永添2636番地24
破産者　有限会社テクニカル中津
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２７年（フ）第７６号
福島県郡山市西ノ内２丁目10番12号
破産者　有限会社トラストカンパニー
1　決定年月日　平成28年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第６９７号
東京都小平市花小金井８丁目27番７号
破産者　知久　直之
1　決定年月日　平成28年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４３４号
東京都稲城市大丸209番地光和ハイム201
破産者　身野　弘司
1　決定年月日　平成28年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３３号
愛知県江南市安良町宮前91番地
破産者　株式会社グローウィングオフィス
1　決定年月日　平成28年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部